10　審　査　関　係

(1) 勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求は、職員から地方公務員法第46条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、是正・改善の要求があった場合に、人事委員会が中立的な立場で勤務条件の適正を確保するために判断を下し、必要な措置を講じ、あるいは斡旋などにより事案の解決に当たるものである。

勤務条件に関する措置の要求については、前年度から繰り越された事件はなく、本年度受理した新たな要求もなかった。

(2) 不利益処分に関する不服申立て

職員の分限及び懲戒における基準及び事由については、地方公務員法に定められているが、職員にはその身分を保障する制度として、同法第49条の２の規定により、不利益処分に関する不服申立てが認められ、人事委員会が中立的な立場と準司法的な手続によって、その処分の適法・違法、当・不当を審査し、その結果に基づき、処分を承認し、修正し又は取り消し、必要がある場合は、職員の受けた違法・不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

不服申立てについては、前年度から繰り越された事件が31件あり、本年度に処理した事件は２件であった。

したがって、本年度末における係属中の事件は29件であるが、これらはすべて懲戒処分に係るものであり、その内訳としては、減給が12件及び戒告が17件となっている。

・　係属事案の概要　29件（２事案）

事件番号	(請求年月日) 受理年月日	請求人	処分者	処分年月日	処　分　の　内　容	審 査 状 況	備　　考
平成15年 新 人 委 （不）第 １号ない し第27号 事件 （27件）	（15. 4.15） 15. 5. 7	知事部局 職員 24人 教育委員 会職員 3人	知　事 教育委 員会	15. 2.18	懲戒減給処分　12人 懲戒戒告処分　15人 （職務命令違反、職務専念義務違反、争議行為）	答弁書提出 15. 6. 6 反論書提出 17. 2.14 再答弁書提出 17. 3.25	公開口頭審理
平成19年 新 人 委 （不）第 １号及び 平成20年 新 人 委 （不）第 １号事件 （ 2件）	（19. 6. 7） 19. 6.27 （20. 6.16） 20. 6.26	高等学校 教員	教　育 委員会	19. 4.25 20. 4.23	懲戒戒告処分　1人 （職務命令違反）	答弁書提出 19. 8. 3 20. 7.25 請求人から反論書提出 20. 2.12 20. 9. 3 21. 5.25 処分者へ求釈明 22. 4.22 23. 6.23 23. 9. 8 準備手続 ①23.12.19 ②24. 3.15	公開口頭審理 2件併合審査 （21.10.22併合決定）

(3) 公務災害補償の審査

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関して異議のある者は、人事委員会に審査の請求ができ、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（人事委員会規則第10－５号）」に必要な事項が定められている。

公務災害補償の審査については、前年度から繰り越された事案はなく、本年度受理した新たな事案もなかった。

(4) 公平委員会事務の受託

地方公務員法第７条第４項の規定による公平委員会事務の委託は、受けていない。

(5) 職員からの苦情相談

地方公務員法第８条第１項第11号により、職員の苦情処理は人事委員会の権限として規定されており、「職員からの苦情相談に関する規則（人事委員会規則第18－１号）」に必要な事項が定められている。

職員からの苦情相談に対しては、任命権者への伝達、制度説明・助言、関係者への照会・調査等を適宜行っているが、本年度の相談はなかった。